

広川町持続化給付金手続の流れ

①給付金の対象者であるかの確認

広川町持続化給付金の対象となるのは、国の持続化給付金の給付を受ける広川町内で経営を行う事業者です。

国の給付金通知書により、対象の事業者であるかどうかを確認してください。（裏面参照）

②申請書類の入手

下記ホームページより様式をダウンロードしてください。
パソコンが使えない環境の場合は、役場産業建設課（産業班）までお越しください。

<https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/sangyou/jizokukakyuhukin.html>

③申請書類の提出（受付期間 R2. 6. 16～R3. 1. 15）

下記書類等を持参のうえ、役場産業建設課（産業班）までお越しください。

- ・町持続化給付金交付申請書（別記第1号様式）
- ・町持続化給付金交付請求書（別記第3号様式）
※金額・日付欄は空欄のまま提出してください。
- ・国持続化給付金給付通知書（写）
※役場でコピーしますので原本をご持参ください。
- ・印鑑

④交付決定通知書の送付

申請書が適正に受理された場合は、町持続化給付金交付決定通知書を送付します。（申請書提出から概ね一週間程度）

⑤給付金の振込

請求書に記載の口座に振り込みいたします。（交付決定通知から概ね7営業日経過後直近の5のつく日（休日の場合は翌日））

